

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
< 第 1 号 >

令和 4 年 第 2 回 沖 繩 県 議 会 (臨 時 会)

令和 4 年 5 月 13 日 (金 曜 日)

沖 繩 県 議 会

文教厚生委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 令和4年5月13日 金曜日
開 会 午前11時13分
散 会 午前11時17分

場 所

第4委員会室

議 題

1 乙第2号議案 専決処分の承認について

出席委員

委員 長	末 松 文 信 君
副委員 長	石 原 朝 子 さん
委 員	小 渡 良太郎 君
委 員	照 屋 大 河 君
委 員	比 嘉 京 子 さん
委 員	瀬 長 美佐雄 君
委 員	玉 城 ノブ子 さん
委 員	翁 長 雄 治 君
委 員	喜友名 智 子 さん
委 員	上 原 章 君

委員外議員 なし

欠席委員

新垣 淑 豊 君

説明のため出席した者の職・氏名

保健医療部長 糸 数 公 君

○末松文信委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第2号議案専決処分の承認についてを議題といたします。

本日の説明員として、保健医療部長の出席を求めています。

ただいまの議案について、保健医療部長の説明を求めます。

糸数公保健医療部長。

○糸数公保健医療部長 保健医療部所管の議案について御説明申し上げます。

本議会において、保健医療部では、専決処分の承認について1議案上程しております。

それでは、ただいま通知しました議案説明資料の1ページを御覧ください。

乙第2号議案専決処分の承認について御説明申し上げます。

この議案は、公立大学法人沖縄県立看護大学の徴収する料金の上限を認可するには、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により議会の議決を必要とするが、当該料金の徴収は、法人の設立日である令和4年4月1日から行うことになるため、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上が、本議案の説明となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○末松文信委員長 保健医療部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○末松文信委員長 再開いたします。

議案に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の方法等について協議)

○末松文信委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

乙第2号議案専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案は、これを承認することに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 末 松 文 信